

様式第1(第2条第1項関係)
第2表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

2024年3月31日現在

サービスの種類 加入電話

事業者名:東日本電信電話株式会社

	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	
北海道	115,820	494,220		610,040
青森県	30,357	147,147		177,504
岩手県	28,601	138,547		167,148
宮城県	46,749	173,325		220,074
秋田県	23,558	110,214		133,772
山形県	21,412	90,962		112,374
福島県	39,868	177,356		217,224
茨城県	52,316	224,112		276,428
栃木県	35,110	148,244		183,354
群馬県	34,618	157,555		192,173
埼玉県	100,308	445,574		545,882
千葉県	96,201	385,243		481,444
東京都	400,847	805,930		1,206,777
神奈川県	150,090	526,928		677,018
新潟県	46,446	184,903		231,349
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県	19,408	70,754		90,162
長野県	48,261	164,937		213,198
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計	1,289,970	4,445,951		5,735,921

参考事項(注4) 番号ポータビリティ				
参考事項(注5) その他				

注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別葉とすること。

2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別ごとに別葉とすること。

3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分が無い場合には「区分なし」の欄に記載すること。

4 番号ポータビリティ機能(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格X0401に規定する都道府県コード(以下「都道府県コード」という。)の番号の順序によること。

7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。